

令05原機(ふ)113  
令和5年7月28日

原子力規制委員会 殿

住 所 茨城県那珂郡東海村大字舟石川 765 番地 1  
申 請 者 名 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構  
代表者の氏名 理事長 小口 正範  
(公印省略)

新型転換炉原型炉施設 原子炉設置変更許可申請書

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の8第1項の規定に基づき、下記のとおり新型転換炉原型炉施設の発電用原子炉設置変更許可の申請をいたします。

記

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- |        |                         |
|--------|-------------------------|
| 氏名又は名称 | 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構     |
| 住 所    | 茨城県那珂郡東海村大字舟石川 765 番地 1 |
| 代表者の氏名 | 理事長 小口 正範               |
- 二 変更に係る工場又は事業所の名称及び所在地
- |       |                                    |
|-------|------------------------------------|
| 名 称   | 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構<br>新型転換炉原型炉ふげん |
| 所 在 地 | 福井県敦賀市明神町 3 番地                     |

### 三 変更の内容

昭和 45 年 11 月 30 日付け 45 原第 7659 号をもって設置許可を受け, 別紙 1 のとおり設置変更許可を受け, また, 届け出た新型転換炉原型炉施設の原子炉設置許可申請書の記載事項に関し, 次の事項の記載内容を別紙 2 のとおり変更する。

- ・ 8. 使用済燃料の処分の方法

### 四 変更の理由

国外において使用済燃料の再処理を行う場合, 再処理により回収される核燃料物質及び放射性廃棄物の取扱いについて明確化するため。

## 変更許可等の経緯

申請（届出）年月日	許可年月日	許可（届出）番号	備考
昭和 45 年 3 月 2 日 (昭和 45 年 11 月 9 日一部訂正)	昭和 45 年 11 月 30 日	45 原第 7659 号	新型転換炉原型炉「ふげん」の設置のため
昭和 46 年 8 月 9 日 (昭和 47 年 1 月 14 日一部訂正)	昭和 47 年 2 月 28 日	47 原第 1731 号	新型転換炉原型炉「ふげん」の原子炉施設の変更 (1 次冷却系ループ数, 最高使用圧力及び温度, 燃料体数 等の変更)
昭和 48 年 9 月 11 日 (昭和 49 年 7 月 20 日一部訂正)	昭和 49 年 8 月 31 日	49 原第 7136 号	新型転換炉原型炉「ふげん」の原子炉施設の変更 (プルトニウム燃料の同位体混合比, カランドリア管内 径及び肉厚, 隔離冷却系ポンプ駆動方式, 希ガスホールド アップ装置等の変更)
昭和 51 年 1 月 29 日 (昭和 51 年 6 月 12 日一部補正)	昭和 51 年 8 月 20 日	51 安(原規)第 25 号	新型転換炉原型炉「ふげん」の原子炉施設の変更 (特殊燃料体の追加, 固体廃棄物貯蔵庫の新設及び新燃 料貯蔵設備の容量変更等)
昭和 54 年 6 月 25 日	昭和 54 年 9 月 28 日	54 安(原規)第 109 号	新型転換炉ふげん発電所の原子炉施設の変更 (使用済燃料貯蔵設備の変更)
昭和 54 年 11 月 16 日 (昭和 55 年 2 月 7 日一部補正) (昭和 55 年 3 月 19 日一部補正)	昭和 55 年 7 月 7 日	55 安(原規)第 88 号	新型転換炉原型炉施設の変更 (燃料集合体の濃縮度等の変更)

申請（届出）年月日	許可年月日	許可（届出）番号	備考
昭和 56 年 2 月 6 日 (昭和 56 年 3 月 10 日一部補正)	昭和 57 年 5 月 24 日	57 安(原規)第 7 号	新型転換炉原型炉施設の変更 (敷地の一部変更)
昭和 57 年 12 月 21 日	昭和 58 年 5 月 20 日	58 安(原規)第 46 号	新型転換炉原型炉施設の変更 (固体廃棄物貯蔵庫の増設)
昭和 58 年 10 月 21 日	昭和 59 年 3 月 17 日	59 安(原規)第 28 号	新型転換炉原型炉施設の変更 (照射用 36 本燃料集合体の装荷)
昭和 60 年 3 月 26 日 (昭和 60 年 6 月 13 日一部補正)	昭和 60 年 11 月 25 日	60 安(原規)第 150 号	新型転換炉原型炉施設の変更 (照射用セグメント燃料集合体の装荷)
昭和 61 年 3 月 31 日 (昭和 61 年 6 月 4 日一部補正)	昭和 61 年 8 月 7 日	61 安(原規)第 104 号	新型転換炉原型炉施設の変更 (使用済イオン交換樹脂貯蔵タンクの増設, 雑固体 廃棄物焼却設備の新設等)
昭和 63 年 3 月 1 日	昭和 63 年 9 月 22 日	63 安(原規)第 300 号	新型転換炉原型炉施設の変更 (照射用ガドリニア燃料集合体の装荷)
【届出】 平成 26 年 1 月 7 日	—	25 原機(ふ)337	変更届出 本文 9, 10 の追記 (原子炉設置変更許可申請書添付書類 9, 10 の本文への記載)

申請（届出）年月日	許可年月日	許可（届出）番号	備考
平成 30 年 2 月 28 日 (平成 30 年 3 月 13 日一部補正)	平成 30 年 4 月 25 日	原規規発第 1804253 号	新型転換炉原型炉施設の変更 (使用済燃料の処分の方法の変更)
<b>【届出】</b> 令和 2 年 4 月 22 日	—	令 02 原機(ふ)024	変更届出 本文 11, 添付書類 11 の追記 (保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項の本文への記載及び添付書類 11 への説明書の記載) 現行添付書類 11 を添付書類 12 に変更

新型轉換炉原型炉施設 原子炉設置変更許可申請書  
変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p>8. 使用済燃料の処分の方法</p> <p>使用済燃料は、国内又は我が国と原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の再処理事業者において全量再処理を行う。</p>	<p>8. 使用済燃料の処分の方法</p> <p>使用済燃料は、国内又は我が国と原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の再処理事業者において全量再処理を行う。</p> <p><u>国外において再処理を行う場合、再処理により回収される核燃料物質は、我が国と原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の許可を有する原子力事業者に平和利用の目的のみに譲り渡す。また、再処理により発生した放射性廃棄物は国内に持ち帰る。</u></p>	<p>・ 国外において再処理を行う場合、再処理により回収される核燃料物質及び放射性廃棄物の取扱いについて明確化するため。</p>

注) 変更後の下線は、変更事項に含まない。